

ドクターエア製品の保証・無料修理規定

株式会社ドリームファクトリー（以下「当社」といいます）は、当社製造製品につき、保証の期間中（第1条に定める期間をいいます）に故障・不具合が発生した場合、製品説明書・保証書記載されている内容および以下の条項に基づいて、無償で修理サービスを提供するものとします。

第1条（基本的な保証の期間）

当社製造の製品の保証期間は、購入日より1年間とします。

ただし、延長保証登録製品の保証期間については第2条に定め、この限りではありません。

保証期間内においてお客様が依頼することのできる修理の回数に制限はないものとします。

第2条（延長保証サービス（別途申し込み必））

製品の延長保証は、「ユーザー登録および個人情報の取扱いについての規約」に同意いただき、ユーザー登録をされたお客様（以下「ユーザー」といいます）より申請いただいた製品（以下「登録製品」といいます）につき、無償で行うものとします。※一部非対象製品あり

1. 延長保障期間

登録製品は、ユーザー登録の特典として基本の1年間にさらに2年間延長し、計3年間をその期間とします。

期間は購入日より起算し、次項に規定する延長保証加入完了証に記載された「保証期限」に終了するものとします。

2. 加入者証の発行

加入が完了すると「延長保証加入完了証」を発行し郵送にてご登録住所にお届けします。

3. 登録情報の変更・利用停止、資格の取り消し

「ユーザー登録および個人情報の取扱いについての規約」の第2条2項、3項、4項に記載。

4. 登録完了証の管理責任

「ユーザー登録および個人情報の取扱いについての規約」の第2条5項に記載。

5. 個人情報の取り扱い

「ユーザー登録および個人情報の取扱いについての規約」の第3条に記載。

※ユーザー登録に関して詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.dr-air.com/forusers/>

第3条（修理サービス依頼）

保証期間中に製品の取扱説明書および本体貼り付けラベル・タグ等の注意書きに従って、正常な使用をしていたにもかかわらず、故障・不具合が生じた場合、お客様は当社へ修理を依頼することができるものとします。

第4条（代替品の提供）

故障や不具合で、修理が不可能な場合（部品の供給を受けられない場合など）は、お客様が購入した製品の同機種または同等品を代替品として提供することをもって修理に代えるものとします。

ただし、代替品の機種、品名、カラーの変更などその他の指定はできないものとします。

代替となった場合、新しい製品に同封の返送用の着払い送り状にて不良品を返送していただくものとし、発生した不良品はすべて当社の所有に属することとします。

第5条（保証サービスの対象外となる事由）

次の場合は保証期間中であっても無料修理の対象とならないものとする。（有料での対応は可能）

- 当社以外で修理を依頼された場合。
- 延長保証加入完了証の情報と連絡先および修理依頼製品に相違がある場合。（延長保証登録製品のみ）
- 製品を譲渡または販売し、所有者および使用者が変更になった場合。
- 製品の部品交換を伴わない調整および清掃の範囲に該当する場合。
- 故障の原因が、製品本体以外の工事箇所（使用環境の電源、配管等）にある場合。
- 通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に該当する場合。
- 製品および付属部品（ACアダプター・ACコード）以外の他の製品との相性に起因した故障または損傷である場合。
- 取り付け場所の移動、落下等によって生じた、製品の故障または損傷である場合。
- 業務用など、一般家庭用以外での使用によって製品に故障、傷、錆、カビ等が生じた場合。
- 直接的、間接的に関わらず、次の事由によって製品に故障または損傷が生じた場合。
 - 管理の不備、または改造行為等によって生じた製品の故障、傷、錆、カビ等。
 - 使用上の誤り（取扱説明書記載以外での使用）、維持・管理の不備または改造。
 - 虫食い、ねずみ食い、変質・変色・その他類似の事由。
 - 落下、衝撃、水濡れ、電池漏洩による場合。
 - 火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由。
 - 地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・風害・その他の天災、ならびにガス害・塩害・公害および異常電圧。
 - 盗難、置き忘れまたは紛失による場合。
 - 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
 - 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動。（群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態。）
- 修理のご依頼が、保証サービス期間の末日後になされた場合。
- 日本国外から修理の依頼がなされた場合。
- 修理を依頼された際、故障内容が再現されない場合。
- 保証書の提示がない場合。

第6条（間接損害等）

1. 次の損害等については、保証の対象とならないものとします。

- 製品の故障または損傷に起因して他財物に生じた故障、もしくは損傷等の損害。
- 製品の故障または損傷に起因して本製品、その他の財物が使用出来なかったことによって生じた損害。
- 製品の故障または損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡および怪我を含む）。

2. 保証に関連して当社が負担する損害賠償額の限度額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為、その他請求原因の如何にかかわらず、製品購入金額を上限とします。

第7条（見解相違の場合）

故障および損害の認定などについて、当社とお客様との間で見解の相違が生じた場合、当社は中立的な第三者の意見を求める事ができるものとします。

第8条（規定改定）

当社は本規定の内容について予告なしに変更する権利を有しているものとし、加入者はそれを予め承諾したものとします。

第9条（準拠法）

本規定の成立、効力、履行及び解釈については日本国法に準拠ものとします。

本サービスまたは本規定に関連して生じた訴訟については、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条（本規定対するお問い合わせ）

本規定に関する問合せ先は次に掲げるとおりとします。

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田 1-12-17 梅田スクエアビル 16F

ドリームファクトリー ドクターエアお客様センター

フリーダイヤル：0120-05-8000

営業時間 10:00～18:00（年末年始を除く）